

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県監査委員
監査公表一件

福島県監査委員

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

令和元年9月10日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
福島県監査委員 古 市 三 久
福島県監査委員 福 美 馬 武千代
福島県監査委員 菅 家 惣一郎

- 1 監査実施期間 令和元年5月23日～同年8月5日
- 2 監査対象機関 公所45か所
- 3 監査の結果

監査は、北海道事務所ほか22機関については平成29会計年度及び平成30会計年度の財務に関する事務、県南地方振興局ほか21機関については平成30会計年度の財務に関する事務について実施した。

(1) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県南地方振興局	令和元年8月1日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	令和元年6月27日 令和元年6月28日
東京事務所	令和元年7月10日	古市三久	菅家惣一郎	実地監査	令和元年6月4日
北海道事務所	令和元年8月5日	古市三久	美馬武千代	書面監査	令和元年5月27日 令和元年5月28日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項

- ・ 県税窓口での現金取扱いにおいて、平成30年8月13日に10,000円超過の過誤収納金が発生している。(県南地方振興局)
- ・ 産業廃棄物処分の委託契約において、収集運搬料及び処分料の見積書を徴していない者と契約締結し、処分の履行確認前に全額支払いしている。(北海道事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 生活環境部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
環境創造センター	令和元年7月16日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	令和元年5月30日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・ 歳入の会計年度を誤っているものがある。

「事実」

行政財産の使用許可及び貸付に係る管理経費のうち、平成31年3月使用分の電気使用料(8件4,223,258円)について、調定額算出の根拠となる電気料金の請求書を受領した時点(同年4月当初)で調定すべきところ、遡って同年3月31日付けで調定している。

「是正・改善等の意見」

歳入の調定に当たっては、会計年度について誤りのないよう関係規程に基づき適正に行うこと。(環境創造センター)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 報償費及び旅費について、3か月以上遅延して支払っている。

(環境創造センター)

(3) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県北保健福祉事務所	令和元年7月24日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	令和元年6月18日 令和元年6月19日
県中保健福祉事務所	令和元年7月19日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	令和元年6月11日 令和元年6月12日
南会津保健福祉事務所	令和元年7月18日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	令和元年6月6日 令和元年6月7日
衛生研究所	令和元年6月10日	古市 三久	菅家惣一郎	書面監査	平成31年4月23日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・ 措置入院に係る費用徴収事務について、執行体制に適切を欠いているため、長期にわたり事務が未執行であったことを組織として把握しておらず、事務事業の管理に重大な影響を与えている。

「事実」

措置入院に係る入院費用については、その一部を入院者又は扶養義務者の所得額に応じて費用負担させる場合があるため、措置の都度、関係者の所得税額等を調査し、費用徴収額を決定通知するとともに、その結果を本庁に報告することとしている。

しかしながら、平成29年度から当該事務を執行しておらず、公所として当該事実を把握したのは、関係職員から報告があった平成31年3月7日であった。未処理件数：22件(各年度11件) 実人数：18人(各年度9人)

なお、平成31年3月14日から関係者に謝罪の上、必要書類の提出を求め、令和元年5月15日までに費用徴収額の決定を行っている。（費用徴収対象者はなし。）

「是正・改善等の意見」

措置入院に係る費用徴収事務については、執行状況を適時・的確に把握するチェック体制を構築するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。

（県中保健福祉事務所）

- ・^{けん}牽制体制が機能しておらず、報酬及び旅費の支出時期に著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

昨年度実施の定期監査において、支払時期が3か月以上遅延していることから指導事項とされた精神保健福祉法第27条に基づく精神保健指定医の診察に対する報酬及び旅費の支出事務について、再発防止のために複層的チェック体制とした旨、処理結果報告があった。

しかしながら、当該改善策は徹底されておらず、平成30年7月2日から同年12月12日の間に行われた診察に係る報酬12件（計337,200円）及び旅費7件（計1,950円）について、同様に3か月以上遅延しており、組織における財務執行上の管理・統制が機能していない。

「是正・改善等の意見」

事務の執行に当たっては、職員の意識改革を図った上で、組織内の情報共有やチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき、迅速かつ適正に事務処理を行うこと。

（県中保健福祉事務所）

- ・指定難病医療費助成事務について、公文書及び個人情報の管理に適正を欠き、かつ執行体制に適切を欠いているため、長期にわたり同事務の一部が未執行であったことを組織として把握せず、財務の執行に重大な影響を与えている。

「事実」

職員Aは、指定難病医療費助成に係る申請・届出の事務について、平成28年度から平成29年度まで一部を執行しておらず、また、関係書類を無断で持ち出し一部を紛失している。

しかしながら、平成30年1月23日から同年8月20日までの間、職員Aから数回にわたる報告を受けるまで所として当該事実を把握していなかった。（未処理件数81件）

なお、平成30年1月26日から判明したものについて、順次、関係者に謝罪の上、必要書類の提出を求め、同年9月11日までに特定医療療養費の支払いを行っている。（23件759,648円）

「是正・改善等の意見」

指定難病医療費助成事務については、公文書及び個人情報の管理を徹底するとともに、執行状況を適時・的確に把握するチェック体制を構築し、関係規程に基づき適正に行うこと。

（南会津保健福祉事務所）

- 下記のとおり検討事項が認められたので、検討するよう保健福祉部長に通知した。

検討事項

- ・行政財産使用許可に伴う管理経費については、清掃料を含めて算定するよう各財産管理者に通知されているが、本庁所管課との調整により令和2年度からの徴収方針となっており、調査日現在、徴収していない。

（県北保健福祉事務所）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(4) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
ハイテクプラザ	令和元年7月16日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	令和元年5月31日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(5) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日

県北農林事務所	令和元年7月24日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	令和元年6月11日 令和元年6月12日
県中農林事務所	令和元年7月19日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	令和元年6月6日 令和元年6月7日
南会津農林事務所	令和元年7月18日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	令和元年6月13日 令和元年6月14日
水産事務所	令和元年5月23日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	平成31年4月19日
内水面水産試験場	令和元年8月5日	古市 三久	美馬武千代	書面監査	令和元年5月14日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項

- ・ 稚魚棟の一部の出入口について、施錠の確認を怠り、飼育中のヤマメ800尾が盗難に遭った。（内水面水産試験場）
 - ・ 平成29年度の監査で口頭指導とした超過勤務手当の過払いについて、今年度の職員調査時においても返納処理を行っていない。（内水面水産試験場）
- 上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(6) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県北建設事務所	令和元年7月30日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	令和元年6月20日 令和元年6月21日
県中建設事務所	令和元年7月30日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	令和元年6月18日 令和元年6月19日
富岡土木事務所	令和元年7月17日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	令和元年6月4日 令和元年6月5日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・ 設計額に誤りがあり、入札事務における落札者の決定について重大な影響を与えたものがある。

「事実」

施工箇所が点在する工事の入札において、積算方法に誤りがあるまま設計書を作成し入札事務を行ったため、本来受注すべきであった業者と異なる業者と契約している工事が1件、入札不調とすべき工事が2件ある。

「是正・改善等の意見」

設計書の作成に当たっては、積算方法の情報共有やチェック体制等を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。（県北建設事務所）

- ・ 設計額に誤りがあり、入札事務における落札者の決定について重大な影響を与えたものがある。

「事実」

施工箇所が点在する工事の入札において、積算方法に誤りがあるまま設計書を作成し入札事務を行ったため、本来受注すべきであった業者と異なる業者と契約している工事が2件、入札不調とすべき工事が3件ある。

「是正・改善等の意見」

設計書の作成に当たっては、積算方法の情報共有やチェック体制等を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。（県中建設事務所）

- ・ 費用負担を求める工事の施工について、事務手続に著しく適正を欠き、計画的でないものがある。

「事実」

町道の付替工事を伴う河川工事において、町道の拡幅により甲町の費用負担が発生することから、工事施工前にあらかじめ費用負担に関する協定を甲町と結んでおくべきであったが、協定書締結の手続を経ないで工事を施工している。

工事の名称 河川（交付（再復））工事（築堤護岸）

工事請負契約締結月日 平成30年2月21日

協定書締結月日 平成31年2月27日

「是正・改善等の意見」

費用負担を求める工事の施工に当たっては、適実かつ厳正に財源を確保するため、関係機関との協議を十分に行い、関係規程等に基づく適正な事務手続のため、計画的に執行すること。（富岡土木事務所）

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項

- ・土石等採取料の収入調定について、河川管理者から河川法第24条及び第25条の許可通知があったが、約2か月後に調定し、納期限は条例で定める許可通知の1か月後の日となっていない。（県北建設事務所）
- ・工事請負変更契約において、工期延長の変更契約を行う際に、追加の工事を含めて締結すべきところ、第1回変更契約に含めておらず、第2回変更契約で処理している。（県中建設事務所）
- ・千五沢ダムの管理に当たり、平成28年10月から甲土地改良区が使用している県の重要物品である船舶について、物品貸付けの決定を行っていない。（県中建設事務所）
- ・県営住宅の共用水栓設置工事について、工事の発注遅れから、水道事業管理者への水道加入金、設計審査及び検査手数料を受注業者に立替払いさせ、工事完了後に受注業者に支出している。（県中建設事務所）
- ・福島県総合評価方式（地域密着型）の技術提案書の評価において、誤って加点了したため、適切に評価がなされていないものが2件ある。（県中建設事務所）

(7) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県北教育事務所	令和元年6月10日	長尾トモ子	美馬武千代	書面監査	平成31年4月23日
県中教育事務所	令和元年6月11日	古市三久	菅家惣一郎	実地監査	令和元年5月14日
会津教育事務所	令和元年7月11日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	令和元年5月22日
南会津教育事務所	令和元年8月5日	長尾トモ子	菅家惣一郎	書面監査	令和元年5月29日
相双教育事務所	令和元年8月5日	長尾トモ子	菅家惣一郎	書面監査	令和元年5月21日
会津自然の家	令和元年7月11日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	令和元年5月23日
福島明成高等学校	令和元年6月7日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	令和元年5月10日
福島工業高等学校	令和元年6月7日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	令和元年5月10日
郡山北工業高等学校	令和元年8月5日	長尾トモ子	菅家惣一郎	書面監査	令和元年5月16日

修明高等学校	令和元年6月10日	古市 三久	菅家惣一郎	書面監査	平成31年4月24日
西会津高等学校	令和元年5月29日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	平成31年4月22日
南会津高等学校	令和元年8月5日	古市 三久	美馬武千代	書面監査	令和元年5月16日
田島高等学校	令和元年8月5日	長尾トモ子	菅家惣一郎	書面監査	令和元年5月17日
只見高等学校	令和元年8月5日	長尾トモ子	菅家惣一郎	書面監査	令和元年5月28日
平工業高等学校	令和元年8月5日	古市 三久	美馬武千代	書面監査	令和元年5月22日
原町高等学校	令和元年5月31日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	平成31年4月22日
相馬農業高等学校	令和元年5月31日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	平成31年4月24日
小高産業技術高等学校	令和元年6月10日	長尾トモ子	美馬武千代	書面監査	平成31年4月24日
たむら支援学校	令和元年6月10日	古市 三久	菅家惣一郎	書面監査	平成31年4月22日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないように適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・収入の事務手続に適正を欠いているため、債権の保全管理に重大な影響を与えているものがある。

「事実」

A に対する職員手当等542,910円の返納について、収入の根拠が発生した平成28年度に収入調定を行ったものの、A から分割納付の誓約書が提出された。このため、本来必要な履行延長及び分割納付の協議を経ないまま、平成29年度からの分割納付を独自に認め、この収入調定を取り消し、以後、随時の収入調定を毎月行っている。

「是正・改善等の意見」

収入の事務手続に当たっては、適正な債権管理のために求められる手続の重要性を認識し、関係規程に基づき適正に行うこと。（南会津教育事務所）

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・研修の講師に対する報償費について、3か月以上遅延して支払っている。（県中教育事務所）
- ・本人負担分の社会保険料について、本人への返還・徴収等に係る事務を相当期間遅延しているものがある。（相双教育事務所）
- ・報償費及び旅費について、3か月以上遅延して支払っている。（相双教育事務所）
- ・物品購入調書による決裁手続がないまま甲組合に水稻種子を依頼したことから支払が漏れ、平成30年6月6日に過年度支出している。（福島明成高等学校）
- ・平成30年4月1日に調定すべき土地使用料2件及び建物使用料5件について、同年5月17日及び同年6月21日に調定している。（田島高等学校）
- ・購買部に対する行政財産使用許可に係る管理経費について、平成17年度当初使用時から徴収していない。（田島高等学校）
- ・出納員の異動に伴い実施すべき書類及び帳簿等による事務引継が、職員調査日現在、行われていない。（相馬農業高等学校）

- ・生徒の農家体験研修における受入先に対する報償費について、3か月以上遅延して支払っている。（相馬農業高等学校）
- ・運営指導委員会委員の報償費及び旅費について、3か月以上遅延して支払っている。（小高産業技術高等学校）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(8) 公安委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
福島警察署	令和元年5月28日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	平成31年4月19日
福島北警察署	令和元年8月5日	古市三久	美馬武千代	書面監査	令和元年5月15日
郡山警察署	令和元年8月5日	古市三久	美馬武千代	書面監査	令和元年5月28日
郡山北警察署	令和元年6月11日	古市三久	菅家惣一郎	実地監査	令和元年5月14日
須賀川警察署	令和元年7月9日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	令和元年5月21日
白河警察署	令和元年8月5日	長尾トモ子	菅家惣一郎	書面監査	令和元年5月15日
会津若松警察署	令和元年5月29日	古市三久	美馬武千代	実地監査	平成31年4月22日
いわき中央警察署	令和元年8月5日	長尾トモ子	菅家惣一郎	書面監査	令和元年5月23日
いわき東警察署	令和元年6月6日	古市三久	菅家惣一郎	実地監査	令和元年5月10日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(監査総務課)

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した県公営企業に係る定期監査を執行した結果は、次のとおりです。

令和元年9月10日

福島県監査委員 長尾トモ子
 福島県監査委員 古市三久
 福島県監査委員 美馬武千代
 福島県監査委員 菅家惣一郎

監査対象機関 福島県企業局

執行年月日 令和元年8月5日（実地監査）

担当監査委員 古市三久
 美馬武千代

（福島県工業用水道事業）

第1 決算及び財務の状況

平成30年度における決算及び財務については、事業経営の実態を正しく反映しているとともに、財務に関する事務の執行については、一部に是正及び改善を要するものが見受けられたものの、おおむね適正に執行されたものと認められる。

第2 事業経営の状況

当年度における工業用水道事業の実績は、総給水量321,003,346m³で、前年度と比較して1,103,406m³（0.3%）増加している。なお、当年度における建設改良事業については、藤原川水管橋耐震補強工事等を実施している。

経営成績では、事業収益が2,615,777,132円に対し事業費用は2,612,677,077円で、当年度の純利益は3,100,055円となっており、前年度より146,266,167円（97.9%）利益が減少している。これは、前年度と比較し、営業収益（水道料金）は増加したものの、営業外収益（一般会計負担金等）及びその他特別利益（原発事故損害賠償金）が

減少し、営業費用（修繕費等）が増加したことから、減収減益となったものである。（福島県地域開発事業）

第1 決算及び財務の状況

平成30年度における決算及び財務については、事業経営の実態を正しく反映しているとともに、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されたものと認められる。

第2 事業経営の状況

当年度における地域開発事業の実績は、白河複合型拠点において3,840.00㎡、いわき四倉中核工業団地第2期区域において40,010.30㎡を分譲している。

当年度末における分譲率は、田村西部工業団地が98.3%（未分譲地10,983.62㎡）、白河複合型拠点（造成済み）業務用地が81.3%（未分譲地16,552.93㎡）、いわき四倉中核工業団地第2期区域が23.4%（未分譲地131,166.63㎡）となっている。

経営成績では、事業収益1,975,533,431円に対し事業費用は675,139,677円で、当年度の純利益は1,300,393,754円となっており、前年度の純利益608,523,397円と比較すると、損益は大幅に改善されている。これは、前年度と比較して分譲や企業債元金償還による支払利息の減少により事業費用が減少し、一般会計負担金を中心とした営業外収益の増により、事業収益が大きく増加したことによるものである。

平成30年度から企業債の償還財源の確保のため、計画的に一般会計からの繰入を行うこととなり、平成30年度末における累積欠損金は16,681,650,530円となり、企業債残高も8,298,136,607円となった。

また、企業局事業見直し実行計画において、復興・創生期間の終了時期である令和2年度末を目途に本事業を廃止する方向で検討することとされた。

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・工事請負変更契約の事務手続に適正を欠いているものがある。

監査対象機関 福島県企業局いわき事業所

執行年月日 令和元年8月9日（実地監査）

担当監査委員 長 尾 トモ子

菅 家 惣一郎

事業経営の状況

給水事業を行っているが、その事業管理の状況は適正であったと認められる。

○ 指摘等事項

特に認められなかった。

監査対象機関 福島県病院局

執行年月日 令和元年8月5日（実地監査）

担当監査委員 長 尾 トモ子

菅 家 惣一郎

（福島県立病院事業）

第1 決算及び財務の状況

平成30年度における決算及び財務については、事業経営の実態を正しく反映しているとともに、財務に関する事務の執行については、一部に是正及び改善を要するものが見受けられたものの、おおむね適正に執行されたものと認められる。

第2 事業経営の状況

県立病院は、大野病院が東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い休止しているものの、平成30年4月にふたば医療センター附属病院が開院したことから、当年度における利用可能な施設は、4病院1診療所、許可病床数356床である。

平成30年度の患者数は、入院が延べ63,652人、外来が延べ105,669人で、前年度と比較して、入院は1,061人（1.7%）の増加、外来は5,411人（5.4%）の増加となっており、ふたば医療センター附属病院開院等により入院患者及び外来患者が増加している。

経営成績では、医業収益2,815,672,185円に対し医業費用が6,672,723,377円となり、医業損失は3,857,051,192円で前年度と比較して561,265,207円（17.0%）増加している。また、事業収益6,984,885,999円に対し事業費用が6,939,780,698円となり、純利益は45,105,301円で前年度と比較して155,753,402円増加している。利益が増加したのは、旧会津総合病院跡地の売却により固定資産売却益が発生したことなどによるものである。

平成30年度において一般会計から繰り入れられた負担金・補助金は、総額3,626,639,573

円となり、主に旧会津総合病院解体等経費の減少により前年度と比較して693,691,687円（16.1%）減少している。

（病院局）

事業収支は、収益が691,115,498円で前年度と比較して654,687,051円（48.6%）、費用が630,616,725円で前年度と比較して692,617,625円（52.3%）とともに減少し、純利益は60,498,773円で前年度と比較して37,930,574円（168.1%）増加した。

前年度と比較して、収益及び費用が減少した主な要因は、旧会津総合病院解体工事等に係る一般会計繰入金及びその支出が減少したことである

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

・ 預り金の経理に著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

旧県立病院敷地の処分事務において入札保証金及び契約保証金として預かった合計3,133,000円について、収益に振り替えずに預り金のまま財務諸表に計上している。

「是正・改善等の意見」

預り金の経理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

監査対象公所 県立矢吹病院

執行年月日 令和元年7月9日（実地監査）

担当監査委員 長尾 トモ子

美馬 武千代

事業経営の状況

平成30年度の利用状況は、入院患者数延べ36,423人、外来患者数延べ22,331人であり、前年度と比較して入院は3,268人（8.2%）減少し、外来は2,266人（11.3%）増加した。入院患者減少の要因は、早期退院、地域生活移行促進の取組等によるものであり、外来患者増加の要因は、退院した患者の外来通院や訪問看護に加え、児童思春期外来に係る患者の増加等によるものである。

事業収支は、収益が1,744,731,350円で前年度と比較して723,152円（0.0%）、費用が1,746,517,187円で前年度と比較して571,872円（0.0%）とともに減少しており、純損失は1,785,837円で前年度と比較して151,280円（9.3%）増加した。

なお、一般会計から繰り入れられた精神病院増こう経費負担金を除いた実質の純損失は599,152,106円で、前年度と比較して10,379,102円（1.8%）増加している。

○ 指摘等事項

特に認められなかった。

監査対象公所 県立宮下病院

執行年月日 令和元年8月5日（書面監査）

担当監査委員 古市 三久

美馬 武千代

事業経営の状況

平成30年度の利用状況は、入院患者数延べ3,726人、外来患者数延べ14,411人で、前年度と比較して、入院は958人（20.5%）減少し、外来は289人（2.0%）増加した。入院患者減少の要因は、診療・介護報酬改定による在宅・施設での療養推進等によるものであり、外来患者増加の要因は、冬期のインフルエンザの流行による内科の患者数の増加等によるものである。

事業収支は、収益が718,855,811円で前年度と比較して17,115,135円（2.4%）、費用が719,811,941円で前年度と比較して17,083,150円（2.4%）とともに増加しており、純損失は956,130円で前年度と比較して31,985円（3.2%）減少した。

なお、一般会計から繰り入れられた不採算地区病院運営費負担金を除いた実質の純損失は375,170,816円で、前年度と比較して5,681,463円（1.5%）増加している。

○ 指摘等事項

特に認められなかった。

監査対象公所 県立南会津病院

執行年月日 令和元年8月5日（書面監査）

担当監査委員 古市 三久

美 馬 武千代

事業経営の状況

平成30年度の利用状況は、入院患者数延べ22,165人、外来患者数延べ58,328人で、前年度と比較して入院は3,949人（21.7%）増加し、外来は1,087人（1.8%）減少した。入院患者増加の要因は、整形外科の患者数の増加等によるものであり、外来患者減少の要因は、耳鼻科医が非常勤体制になったことにより診察日数が減少したことなどによるものである。

事業収支は、収益が2,254,833,291円で前年度と比較して60,988,104円（2.6%）、費用が2,257,787,048円で前年度と比較して60,932,385円（2.6%）とともに減少しており、純損失は2,953,757円で前年度と比較して55,719円（1.9%）増加した。

なお、一般会計から繰り入れられた不採算地区病院運営費負担金を除いた実質の純損失は339,042,049円で、前年度と比較して93,169,900円（21.6%）減少している。

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・貸倒引当金を誤って計上し、収益の算出に適正を欠いているものがある。

監査対象公所 県立大野病院

執行年月日 令和元年8月5日（書面監査）

担当監査委員 長尾 トモ子

菅 家 惣一郎

事業経営の状況

当病院は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、平成23年3月12日から休止となっており、入院及び外来の実績はない。

事業収支について、収益が241,301,057円で前年度と比較して435,317,136円（64.3%）、費用が251,586,849円で前年度と比較して552,965,234円（68.7%）とともに減少し、純損失は10,285,792円で前年度と比較して117,648,098円（92.0%）減少した。

収益の主なものは長期前受金戻入であり、費用の主なものは減価償却費である。

○ 指摘等事項

特に認められなかった。

監査対象公所 ふたば医療センター

執行年月日 令和元年7月17日（実地監査）

担当監査委員 古市 三久

菅 家 惣一郎

事業経営の状況

（附属病院）

当病院は平成30年4月23日に開院したところであり、平成30年度の利用状況は、入院患者数延べ1,338人、外来患者数延べ2,816人であった。

事業収支は、収益が1,114,550,088円、費用が1,114,199,720円で、純利益が350,368円であった。

（附属ふたば復興診療所）

平成30年度の利用状況は、外来患者数延べ7,783人で、前年度と比較して1,127人（16.9%）増加した。増加の要因は、双葉地域の住民帰還が進み人口が増加したことによるものである。

事業収支は、収益が219,498,904円で前年度と比較して2,192,294円（1.0%）、費用が219,261,228円で前年度と比較して2,192,918円（1.0%）とともに増加しており、純利益は237,676円で前年度と比較して624円（0.3%）減少した。

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・各種帳簿の整理に適正を欠いているものがある。
- ・医業収益の計上時期に適正を欠いているものがある。
- ・現年度の個人医業収益で、納期限から3か月以上経過した収入未済があり、かつ、未収金の管理回収に適正を欠いているものがある。

（監査総務課）